

国立研究開発法人物質・材料研究機構 役員等会議規程

令和5年2月28日
2023規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構会議・委員会規程（平成18年3月28日 18規程第49号）第3条第3項に基づき、役員等会議（以下「会議」という。）の運営について定めることを目的とする。

(構成)

第2条 会議は、理事長、理事、審議役、理事長特別参与、理事長特別補佐、人事・総務部門長及び経営企画室長（以下「構成員」という。）をもって構成する。
2 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。
3 会議の議長は、必要と認めた者を会議に出席させ、説明させることができる。

(議長)

第3条 会議の議長は、人事・総務部門担当理事とする。
2 会議は、議長が招集する。

(開催)

第4条 会議は、原則として、毎週火曜日に開催する。
2 前項に定める場合のほか、議長は、会議を臨時に開催することができる。

(付議事項)

第5条 会議の付議事項は、次の各号に掲げる事項とする。
(1) 理事会議へ付議する機構の経営に関する重要事項
(2) 前号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項
2 前項第2号に掲げる事項のうち、理事長が必要と認める事項は、会議の後理事会議に付議するものとする。

(資料の提出)

第6条 構成員又は各室は、付議事項があれば、原則として会議の開催される前日の正午までに経営企画室に登録し、資料を提出するものとする。

(事務)

第7条 会議の事務は、経営企画室が担当する。
2 経営企画室長は、議事録の作成及び保管の責に任ずるものとする。

(議事録の確認)

第8条 議事録は、会議出席の構成員の確認を受けるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月8日 2024規程第48号）

この規程は、令和6年10月8日から施行する。

附 則（令和7年3月11日 2025規程第23号）
この規程は、令和7年4月1日から施行する。